

瀬野精一郎著

## 『鎮西御家人の研究』

工藤 敬 一

本書は著者二十年の研究の集大成であり、これまで各種学会誌等に発表された諸論文がその基礎になっているものの、全編が、ほとんど全面的な再検討にもとづいて改稿されており、その点論文集のもつ緊張性と、書きおろしのもつ一貫性という長所を兼備した好著となっている。限られた紙数で五百頁を超える大著を的確に紹介検討することは容易ではないが、以下章別にその要旨を簡単に紹介しつつ、若干のコメントを付け加えることにしたい。

第一章「鎌倉幕府の成立と鎮西の動向」は、「鎮西在地土豪の鎌倉御家人化政策」、「鎮西奉行天野遠景の派遣」の二節からなり、鎮西御家人成立の特質が、武士団内における庶子の自立性の強さと、名主層武士の大量厚免政策にもとづく、文治・建久年間で弱少武士の大量地頭化にあること、そして彼等は、鎮西における幕府勢力の確立を目的に派遣された鎮西奉行天野遠景を「古代荘園領主の支配より彼等を解放してくれる勢力として迎え」た、とされる。

書 評  
たしかに幕府が鎮西武士を大量に厚免したこと、幕府支配に在

地勢力の抵抗が少なかったことは事実であろう。ただ、それは「古代的荘園領主」からの解放を願ったからなのであろうか。私は九州の在地勢力が大部分平氏の影響下にあったにも拘らず、幕府によって厚免・安堵されたこと自体にその因はあったと考える。「古代的荘園領主」からの解放とか、「荘園領主側の古代的支配」といった表現が散見されるが、本書の主題にかかわることではないけれども、全体を貫ぬく網羅的史料収集にもとづく緻密な立論にふさわしくない抽象的概念的表現である。庶子の独立性等のことについては後にもふれるが、弱少領主の大量御家人化の因として、鎮西西北部では在庁・郡司等の系譜を引く領主が鎌倉御家人化することなく没落した、と指摘されているが(一〇頁)、このことは案外実証されていないのではなからうか。

第二章「鎮西統治機関の研究」は、四節よりなる。第一節「鎮西奉行考」では、先行学説の検討からほぼ以下のように結論される。建久年間の天野遠景の解任後、鎮西奉行の権限は各国守護に分化し、正応六年(一二九三)の北条兼時・時家の下向まで、鎮西全般にわたる権限を有したものは、六波羅探題以外にない。これまで鎮西奉行としての権限とみられて来た武藤氏の鎮西全般にわたる権限は、実は大宰府機構の最高責任者「少弐」のものであって、武藤氏はそれを次第に自からのものにしつつ、幕府の訴訟準備手続の要請に応じたものであった。そして遠景のあと史料上武藤氏や大友氏が、「鎮西守護」、「東方奉行」等として現れるのは、守護としての一部奉行を意味するものすぎない。とくに蒙古襲来以後は、「鎮西奉行等」と表現されるように、蒙古襲来に備えて鎮西に派遣された北条一族、いわゆる鎮西特殊合議制

訴訟機関の構成員、鎮西談議所頭人等をふくめて、職務分担した多数の鎮西奉行がおかれた。武藤・大友両氏も、文永二年（一二六五）には六国二島にわたる正八幡宮造營役の支配権を特命として付与され、さらに蒙古襲来の緊急事態下では、一時的に鎮西全般の軍事統率権を付与され、訴訟手続の面でも権限の強化がみられるものの、それは遠景そして兼時・時家や鎮西探題のもった「鎮西惣奉行」といえるようなものではなかった。

第二節以下は、それぞれの主題の究明によつて、第一節を補強する。すなわち第二節「中原親能と鎮西の關係」は、親能を遠景につづく鎮西奉行とする史料の逐一の批判から、その権限を「成敗権を含む特殊権限」とみながらも、遠景の一次的支配権とは相違し、鎮西惣奉行とはしえない、それは鎮西各国守護の補任と親能の非在地性による、とする。第三節「鎮西における六波羅探題の権限」では、鎮西に対する六波羅探題の発給文書を網羅的に収集し、その権限は殆んど訴訟準備機関にすぎず、軍事統率権もきわめて微弱であったけれども、それは承久の乱後蒙古襲来にいたる長期にわたり、鎮西全般におよぶ権限を有した唯一の幕府出先機関であった、とされる。第四節「鎮西統治における武藤氏の役割」では、「宰府守護所」が武藤氏の守護としてのそれを示し、武藤氏はそれとは別に大宰少貳としての全鎮西におよぶ権限をもつた、従つて武藤氏の全鎮西に及ぶ権限は鎮西奉行としてのものではないこと、文永年間以後軍事統率権をふくむ鎮西全般におよぶその権限は、遠景以来潜在化していたものの顕在化ではなく、新しく付与されたものであった、とされている。

以上、史料の網羅的収集にもとづき、先行学説を逐一検討して

の行論は、まことにユニークであり創見にとんでいる。とくに旧来の見方が、「鎮西奉行」を鎮西全般に及ぶ特殊権限をもつ「鎮西惣奉行」でなくてはならないという固定観念に煩わされていたとして、それを白紙にもどし再検討することから、かかるユニークな見解が導かれたのである。私はその成果を高く評価した上でなお若干の疑問をもつ。それは氏の方法が、鎮西統治機関の変遷という視点を設定したことの結果として、氏が「白紙」からの出発を意図されたにもかかわらず、遠景の鎮西奉行から種々の中間的諸機関を経て、鎮西探題で終結する諸統治機構の究明という枠組が出来てしまい、実際は白紙からの出発になり得ないように思われることである。たしかに遠景の鎮西奉行以来鎮西探題にいたるまで、氏が触れている機関なり地位なりは、幕府と鎮西御家人の間にあつて、訴訟手続や御家人統率上の役割を果したものであつた。しかし、遠景や中原親能、それに少貳・大友両氏の果たした役割と、六波羅探題から鎮西探題につながるものは、質的に同次元では論じがたいものをもっているのではなからうか。遠景の解任がほぼ鎮西各国守護の成立と即応しているし、鎮西各国の守護が遠景の権限をかかなりの点で継承したと考えられる以上、遠景以後鎮西惣奉行がみとめられず、存在したのは部分的な職権をもつ鎮西奉行等であつたことは妥当であろう。しかしながら、それゆえに「文永年間以前に幕府との中間にあつて鎮西奉行を代行したのは武藤氏でも大友氏でもなく、六波羅探題であつた」（五一頁）、とすべきだろうか。六波羅探題の権限が実際は訴訟準備取次機能的性格がつよく、その権限が微弱であつたとしても、関東の権限の部分的委託としての聽訴機能にこそその本質が

あったのであり、氏のいわれる「鎮西奉行等」とは重層のないし並列的な関係の存在であったというべきであろう。そして鎮西探題は臨戦体制下において、関東の機能をそっくり代行する更に強力な権限を関東から委託されたものであった。そこでは兼時・時家の派遣など経過的過程を経て、氏のいう所の鎮西奉行等の権限をも吸収したけれども、その本質は、裁許機能を中心とするかつての六波羅探題の鎮西に対する権限をふくむ関東の権限の代行であったといえよう。その意味で、機能的な面からにしても鎮西惣奉行という名辞を鎮西探題等に於てるのは適当ではないように思われる。要するに「鎮西奉行」という名称を、鎌倉期全般にもってまわる必要は全くないのではないかと考えるのである。

なお第四節において、文永以後の武藤・大友両氏の権限が、新たな付与によるのであって、それまで潜在化していたものの顕然化ではないとされる点などは、逆にあまりに明快すぎたもの危険をおぼえる。それは正式官職としての鎮西奉行権の継承ではないが、中原親能につながる大友氏、あるいは少弐兼教ヶ国守護の武藤氏のもっていた伝統的勢力に権限を基盤にしていることは否定できない。それを全て新付のものとして割切ってしまうことは、却って事実から遠ざかることになりかねないのである。たしかに武藤氏の九州全般にわたる権限が、大宰府最高責任者としての地位にもとづいて、訴訟準備尋沙汰の要請に応じたものであったとしても、その権限が事実上遠景のその一部を継承するものであり、その意味で「鎮西奉行」と呼ばれてもよいものであったことは明らかだからである。

第三章は「鎮西御家人の研究」である。第一節の「肥前国にお

ける鎌倉御家人」では、御家人交名も領主を記載した図田帳も伝来しない肥前国について、鎌倉時代の古文書の徹底的収集から、御家人七四家、御家人の可能性の強いもの五八家を検出し、このように小規模な名主的御家人を多数に成立せしめた条件として、庶子家の分化独立が鎌倉初期に比較的早期に進展し、惣領制的に支配統制しえなかったことが指摘されている。一国御家人の網羅的検出は、すでに田中稔氏や五味克夫氏等によっていくつかの国でなされているが、本節もそれに一国を加えた貴重な労作である。ただ肥前の場合、多数の小規模御家人の存在という点できわめて特異であり、それが何故であるかをふくめて、鎮西における御家人制の特質の究明には、筑前その他の北九州諸国との対比が不可欠であるし、肥前国の中でも松浦党などの海辺武士団と、国府周辺の国衙系武士団とを比較して考えていく必要があるであろう。

第二節は「鎮西における東国御家人」で、鎮西における「下り衆」つまり九州以外に本貫を有する御家人の網羅的検出を国毎に行ない、約一三〇の非鎮西御家人を検出、うち三例以外は全て東国に本貫を有するものであることを明らかにする。また所領給与の契機には、幕府の鎮西支配のための特殊権限の付与に伴う経済的基盤の給与、源平合戦以来岩戸合戦にいたる合戦の勲功賞、蒙古襲来に備えての東国御家人の鎮西土着に伴う経済的基礎強化のための給与、得宗領拡大の一環としての給与等があること、地域的には豊後国がもっとも多く、御家人の規模は九州西北部が零細で、南部は大きいこと、その支配方式は、惣領下向例は殆んどなく、はじめは小規模所領では代官方式、大規模所領のものは庶子配分方式をとるが、蒙古襲来に伴う幕府の政策の中で下向

土着化が進んだこと、などが明らかにされている。長年にわたる氏の史料収集および研究の成果が結集された力作であり、次の第四章(とくに一―三節)とともに、網羅的史料収集による帰納的分析という氏の手法が、もつとも成功している部分である。ただ若干のものについては東国御家人と得宗被官の区別が、なお今後の問題として残るであろう。

第四章「蒙古襲来の社会的影響」は四節よりなる。第一節「鎮西御家人と元寇恩賞地」は、元寇恩賞地について未確認であった多くの事例を発掘追加し、それらの配分には、かつて相田二郎氏が指摘されたような、九ヶ国を三分し、所領地も三区に分け三回に亘って配分する、といった法則性は見出し得ないこと、対象となった土地は多く関東御領ないし北条氏領であったが、給与された方にとっては知行困難で、大した意義をもちえなかった場合が多かったこと、などが明らかにされる。ここでも前章同様史料の網羅的収集の強みが遺憾なく発揮されている。第二節「惣領制の解体と鎌倉幕府」は、徳治年間の通常「庶子独立令」とされるものが、実は異国警固役の確保のみを目的としたもので、庶子独立政策といえるようなものではないことを、鎮西探題の裁許のあり方から指摘する。短篇だが説得力にとむ好論である。第三節「鎌倉幕府滅亡の歴史的前提」は、二四二通にのぼる鎮西探題裁許状を収集分析し、探題設置によって少武氏以下の鎮西守護層はその権限を大幅に奪われて探題への反感をもったし、御家人と荘園領主である寺社の争いに対する探題の裁許は、圧倒的に寺社を勝訴せしめ、御家人と非御家人では御家人の、惣庶の対立では惣領の立場を支持するなど、現状維持の保守的なものであったから、在

地勢力とくに非御家人や庶子層の反撥を招き、惣じて彼等を倒幕勢力に追いやることになった、とされる。これまた裁許状の網羅的収集にもとづく数量的処理による立論である。しかしこの場合多少の危惧がある。というのは、鎮西とくに遠隔地荘園にあっては、荘園領主と地頭の対立は、実は内容的には小地頭と惣地頭の対立であることが多い。小地頭と惣地頭の対立は、鎌倉期鎮西における政治的対抗の基調ですらあった。したがって裁許状の分析においても、この点についての考慮は不可欠であろう。第四節

「肥前国御家人白魚九郎入道行覚について」は、非御家人が異国警固番役を勤めることで御家人化せんとしたが、それが認められず反幕府勢力に加わることになったことを、本主の系統をひく五島小値賀島内浦部島(実は中通島)の「下沙汰職」をもつ白魚行覚と、地頭峯(松浦)貞の相論への鎮西探題の対応から指摘したものであるが、本節は第五章の松浦党の研究と関連する所が大であるので、そこであわせてふれることにしたい。

第五章「鎮西北部武士団の研究」は、いわゆる松浦党の研究で、鎌倉時代における松浦党、「松浦党の変質」の二節よりなる。第一節で瀬野氏は、党的武士団の特色を、「弱少武士団の共和的連合」であるとすると通説を批判し、鎌倉期の松浦一族は孤立的小武士団として存在し、共和的結合はみとめられない。そして松浦一族が自ら「松浦党」と称した例はなく、「党」には多分に弱少武士団に対する第三者の蔑視の意味があった、とする。そして第二節では、その変質として、せまい範圍の惣的な一揆(小一揆)のほか、さらに広範な軍事的結合をきめた大一揆が作られるが、これは今川了俊等の戦略的意図にもとづく上からの組織化に松浦党

が応じたもので、百姓勢力の発展に対決するための領主層の自主的団結とする内部要因説を批判する。

ほば以上のごとく結論される瀬野氏の松浦党理解はきわめてユニークである。それだけに問題も多い。そのひとつは主として第四章第四節にかかわること、峯貞と白魚行覚の相論の基礎条件である両者の浦部島との関係をどう理解するか、ということについてである。煩雑ながら相論の前提となっている経過を必要なかぎりで要約すると、ほば次の如くである。浦部島は平安末清原是包が知行していたが、領家の勘当を受け没収され、その姪清原三子の夫の御厨執事源(松浦)直が弁済使として知行した。その後直は三子を離別、宋人船頭後家を後妻とし、その連子を養子にし連と名乗らせ所領を譲った。それを予期して三子も直と自分の子である山代畠に譲った。連は文治四年幕府の安堵を受けたが、是包の甥の尋覚も相伝の由緒を主張して連と争い、建久七年前右大將家政所下文で地頭職に補任された。一方畠は実力によって浦部島を押妨し、尋覚・連を不知行に追込み、建保元年には当知行を根拠に幕府から安堵を受けた。これにさきだち尋覚は全所領を嫡子通澄にゆずっていたし、連は甥の峯持に譲った。不知行の両者は共同し、通澄と持は親子の契を結び、通澄は持に譲与した。そして持は承久三年関東下知状で地頭職を獲得した。そこで畠の子で建保六年安堵の下文を得ていた固と持の相論となり、住人に対する尋問まで行なわれ、「云尋覚之流、云連文書、共以得讓」(青方文書一二号)という事で安貞二年持の地頭職が安堵された。しかし平戸に居る持としては十分支配しがたく、暦仁元年にいたり、通澄の弟の青方家高(寛円)に、「したのさた」を「和与」という

形で委ねた。そしてのちにこの「したのさた」に下沙汰職の性格をめぐって、持の子孫(湛・貞)と家高の子孫(能高・覚心・行覚)が争うことになる。峯貞は、下沙汰職は反歩の下地も所持しない地頭代官であると主張し、行覚は本主の子孫で地頭に他ならぬことを主張した。

以上がそれぞれの段階の文書が結論的に示す一応の経過である。しかしこれはそのまま実態を示しているであろうか。安貞二年の裁許にさきだち、尋問された住人等が、「尋覚与連相知行」(一、二号)であると答えていることや、関東の裁許が変々し、「連与尋覚替々知行」(同)と判断したりしていることは何を意味しているだろうか。それは浦部島に対する両者の関係が本来曖昧であり、住人からみればまさに「相知行」にほかならず、幕府はその実態を把握できなかったことを示しているのではないか。幕府は文永九年の裁許状で、暦仁元年の和与(下沙汰職の補任)をあらためて確認する以前は、「於浦部島下沙汰者、暦仁元年持避与西念(寛円)畢、湛亦建長七年同所出避状也、至地頭職者、持・湛之知行不可有相違之旨、暦仁・建長寛円出状畢、子息能高与堪就得分相論之篇、文永五年経其沙汰之处、湛則或非西念領之由申之、或不嫌得分旨称之、申状変々矯偽也、西念亦雖常次第証文、不給安堵御下文、和与他人之間、両方共以不足知行之仁、仍可為闕所」(三〇号)としている。湛の申状をもって「変々矯偽」と判断していることは、幕府に実態把握が出来なかったことを示しているといえよう。その理由は、田地と異なり浦々は、人の功力の加わらない所与のものであるため、所有権の発達・明確化がおくれ、本来幕府法の世界になじみ難いものであったからだと思われる。し

かし、双方の当事者が、幕府に訴えて自己の主張を貫徹しようとする時、幕府法の秩序に合せた主張と整理を行なわざるを得ない。

「したのさた」を「下沙汰職」とすること自体そうであり、地頭と地頭代という形もそうである。現地において「相知行」という判断をもつ住人等と日常接していた青方<sup>1</sup>白魚氏にとって、「領主の論理」にもとづく幕府法の世界は、あたかも蟻地獄のようなものではなかったろうか。そのなかに入り込んで自からの意見を通そうとすればするほど、その権利を保障している「在地の論理」からかけはなれてゆかざるを得ない。そこには寛円のように代官であることを認めて、出来るだけ実をとるか、行寛のごとく自から地頭と称するか、いずれかの道しかない。幕府法はこの在地の慣行を表現する言葉をもたなかったからである。

以上書評の域をはみ出し、私見を述べて来たのは、このことが第五章に展開される松浦党の実態についての根本的認識にかかわって来るからである。

松浦氏一族がその立地条件の分散性に対応し、それぞれに鎌倉との御家人関係を結んでいたこと、そして彼等が松浦一族を強調しはじめるのが南北朝期以降であることは、瀬野氏の指摘の通りである。しかし鎌倉期において庶家の自立性・個別性を強調することには躊躇せざるをえない。氏は党を小武士団の共和的結合とする見方に、近代の政党などの概念が先入観としてであると批判される。だが中世においても「党類」などの言葉からも知られるように、それが個別性のはっきりしないものの集団を指していることは否定できない。ちなみに「党」の原義は、暗黒不明にしてつまびらかならざるものを意味する。これはまさに「相知行」的関

係をもつ個別性のはっきりしない<sup>2</sup>未分化な存在を指す呼称としてふさわしい。したがってそれは、自立した小武士団の共同的結合とはいいたいがある種のまとまりをもつものとして理解すべきであると考ええる。庶家の個別的御家人化は、必ずしも存在形態の個別性に対応するとは限らないであろう。弘安十年の北条為時書状（四七四頁に引用）に見える「松浦一族御厨庄地頭等廿余人」の集団的恩賞要求について、瀬野氏はこのような一揆的結合が成立したことは、前提とし「一族の独立割拠の状態の存在を意味」する（四九二頁注①）とされるが、必ずしも説得的ではない。

むしろ何らかの未分化な要素をふくんだゆるやかな結合の存在を前提していると見るべきではなからうか。また松浦一族が自から「松浦党」となれたたしかな史料は見出しがたい。だが五〇〇頁に引用されている「北肥戦誌」所収の建武五年の討死手負分捕注進状は、自からのことを「松浦一党」と呼んでいる。この史料は、必ずしも退けるべきものではなさそうである。たしかに「党」は著名な存在でないものを集団として呼称したものであるが、はたして第三者の蔑称であったかどうかは、隅田党や湯浅党などの場合と併せて更に検討して見る必要がある。ついでながら「吾妻鏡」元暦二年三月二四日条には「山賊兵藤次秀遠并松浦党為大將軍、挑戰源氏之將帥」のごとき記載もあることをつけ加えておく。

最後に松浦党一揆の評価についてふれたい。氏は一般に鎌倉幕府滅亡後「一族」を称することが多くなることについて、惣領制解体後の惣領の庶子統制の減退と、それに代る地縁的結合が未成熟の段階で、南北両朝とも一族意識の喚起により軍事力の組

織化を意図し、在地がこれに応じたものとされ、松浦党の一揆もかかる観点から理解される。しかし松浦党の場合、鎌倉期に惣領制的関係は考えられないから、とくに他の条件を考慮する必要はある。私はこの段階で各庶家の個別的所有が漸く明確に成立してきて、一揆契詰状に見える農民禁縛の方向もその中で形成されていったものと思う。瀬野氏が軍事的大一揆の成立契機を今川了俊等の工作にもとめたことは正しい。しかし氏も松浦党内部に一揆を作る傾向性があったことはみとめているのであるから、軍事的大一揆と日常的な小一揆との関係も連続性をもっと重視されるべきではないか。さもないと、上からの働きかけが一揆という形で受けとめられることの意味が明らかにならないからである。また一揆結成の契機が上からの工作にあるとしても、それが一揆の本質を一義的に規定することにはならないからである。

もはや与えられた枚数を超えてしまった。氏はこれまで『九州地方中世文書編年目録』や『鎌倉幕府裁許状集』の編集をはじめ、数多くの基礎的作業によって学界に大きな貢献をされて来た。そしてさらに、網羅的史料収集と蓋然的立論をさける氏独特の禁欲的方法にもとづく本書は、鎌倉時代研究に永く残る貴重な財産を加えたものといわねばならないし、とくに九州中世史研究にとつてはまさに座右の書となることは間違いない。この機会に氏の多年の御努力に対し、あらためて敬意を表したいと思う。

さいごに蛇足ではあるが、氏の方法について総括的な感想をつけ加えさせてもらいたい。

たしかに一部分の史料で蓋然的説明をすることはよほど慎重でなければならぬが、本書ほどに史料を網羅的に収集した上では、

あえて蓋然的立場にふみ込むべきではなからうか。所詮われわれが知り得る史料は、現実に存在した無数の事象の一部でしかありえないのであるから、その総計が歴史の真実(実態)を示しているわけではない。従って可能なかぎりの史料収集ののちには、真実把握のための冒険が当然もとめられて良いはずである。これはもとより望蜀の言である。

以上きわめて精緻な労作に対するに蛮刀をもってした感があるが、日頃の氏の学恩にあまえて、卒直な感想を述べさせてもらった。氏の論旨を誤解したりしている所もあるかと思う。氏の御海容を願いたい。

(A5判 五三六頁

一九七五年二月

吉川弘文館

四、八〇〇円)

(熊本大学法文学部教授